

公認会計士・監査審査会外部労働者公益通報保護会議運営要領

〔平成18年3月31日 決定〕

公認会計士・監査審査会外部労働者公益通報保護会議の設置等に関する規則（平成18年3月30日公監審第64号）に基づき設置される公認会計士・監査審査会外部労働者公益通報保護会議（以下「会議」という。）の運営は、以下のとおりとする。

1. 通報相談窓口の設置

(1) 審査会に対する外部の労働者等からの法に基づく公益通報及び法に基づく公益通報に準ずる通報（以下「公益通報等」という。）を受け付け、通報に関連する相談に応じる窓口（以下「通報相談窓口」という。）を、会議に設置する。

① この運営要領において「法に基づく公益通報」とは、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公益通報であって、保護要件（(i) 通報対象事実等が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由があること、又は(ii) 通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を記載した書面を提出することをいう。以下同じ。）を満たしているものをいう。

② この運営要領において「法に基づく公益通報に準ずる通報」とは、事業者又は当該事業者の役員、従業員、代理人その他の者についての次に掲げる通報であって、不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正の目的でなく、保護要件を満たしているものをいう。

一 法第2条第1項各号に掲げる者以外の者が行った、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報

二 外部の労働者等が行った、通報対象事実以外の法令違反の事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報

(2) 通報相談窓口への通報の方法は郵便又は電子メールとし、相談の方法は郵便、電子メール又は電話とする。

(3) 通報相談窓口は、法及び「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（平成17年7月19日関係省庁申合せ。以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報に対応しなければならない、正当な理由なく通報の受付を拒んではなら

ない。

- (4) 通報者の利便及び信頼の確保のため、①通報相談窓口の連絡先、②通報に関する秘密及び個人情報、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき守られることを、ホームページ等により周知する。
- (5) 通報相談窓口は、通報対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。
- (6) 通報相談窓口に係る整理及び庶務は、総括調整官が行う。総務試験課総務係は、総括調整官の職務を補佐する。

2. 通報及び相談並びに通報者の範囲等

- (1) 通報相談窓口において受け付ける通報は、通報対象事実（法第2条第3項に規定する「通報対象事実」をいう。以下同じ。）又は通報対象事実以外の法令違反の事実（通報対象事実とあわせて、「通報対象事実等」という。以下同じ。）が生じ、又はまさに生じようとしている旨の通報とし、通報相談窓口において応じる相談は通報に関連する相談とする。
- (2) 通報相談窓口では、通報対象事実等に関連する事業者には雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員（以下「法第2条第1項各号に掲げる者」という。）のほか、当該事業者には雇用されている労働者であった者（通報の日前1年以内に当該労働者であった者を除く。）、当該事業者を派遣先とする派遣労働者であった者（通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者を除く。）、当該事業者の取引先の労働者であった者（通報の日前1年以内に当該労働者であった者を除く。）、当該事業者の取引先事業者など法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者（以下「法第2条第1項各号に掲げる者以外の者」といい、この規則において、法第2条第1項各号に掲げる者とあわせて「外部の労働者等」という。）からの通報を受け付ける。
- (3) 通報相談窓口は、通報者に、法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を通報に含めるよう求め、通報者がこれらの事項を通報に含めない場合には、当該通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由を通報に含めるよう求める。

3. 通報の受付と教示

- (1) 通報相談窓口に通報がなされたとき、又は情報受付窓口（審査会のホームページにある情報受付窓口をいう。）に公益通報等に該当する可能性があると判断される情報提供がなされたときは、総括調整官は、必要に応じて、公認会計士・監査審査会法令等遵守調査室（以下「調査室」という。）及び関係課に当該通報の内容を共有するとともに、通報者と連絡をとり、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報の内容となる事実等をできる限り正確に把握する。この際、総括調整官は、通報者の秘密は保持されること及び個人情報は保護されること、通報受付後の手続の流れ等を通報者に対し説明する。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない（下記（2）、5.（1）及び（2）、6.（4）若しくは8.の規定に基づく通知又は下記（4）①若しくは6.（5）の規定に基づく教示を行う場合において同じ。）。
- (2) 通報相談窓口は、通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対して通報を受領した旨を通知するよう努める。
- (3) 総括調整官又は調査室及び関係課は、法及びガイドラインの趣旨並びに審査会の所掌事務を踏まえて、公益通報等として受理するか否かについて適切に審査を行う。総括調整官は審査事務を総括する。
- (4) 総括調整官は、上記（3）の審査の結果を踏まえ、各通報事案について、次に掲げるいずれかの措置をとる。
 - ① 当該通報の内容となる事実について、審査会が処分又は勧告等の権限（以下「権限」という。）を有しないときは、その旨を通報者に対し遅滞なく教示する。この際、当該事実について、他の行政機関（金融庁及び証券取引等監視委員会を含む。以下同じ。）が権限を有するときは、通報者に対し、権限を有する行政機関を併せて教示する。
 - ② 当該通報が公益通報等には該当しないが、審査会に関連するものであると判断される場合その他の通報を受理する必要がないと判断される場合（①の場合を除く。）は、公益通報として受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し遅滞なく通知する。
 - ③ 当該通報が公益通報等に該当し、かつ、当該通報に係る通報対象事実等について審査会が権限を有すると判断される場合は、遅滞なくその旨を議長に報告する。

4. 受理の決定等

(1) 議長は、3. (4) ③の報告を受けたときは、速やかに、会議を開催しなければならない。上記により報告された審査結果にかかる通報について検討し、法に基づく公益通報又は法に基づく公益通報に準ずる通報として受理するか否かの決定を行う。ただし、法の適用に係る事実確認に時間を要する等の特段の事情がある場合には、この決定を延期することができる。

なお、会議は、必要に応じて調査室に相談等を行うことができる。

(2) 通報者が法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を記載した書面を提出しない場合には、前項の検討において、会議は、真実相当性の要件（通報対象事実等が生じ、又はまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由があることをいう。以下同じ。）が、通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応するものとする。また、真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には、同様に対応するものとする。

(3) 会議が受理しないと決定した通報については、関係課において行政の参考情報とし、必要に応じ、通常の行政の一環として検査等に活用する。

(4) 総括調整官は、受け付けた通報を書類整理以外の一切の加工を行わずに、会議に提出する。

5. 通報の取扱いの通知

(1) 4. (1) の決定の後、当該通報について、法に基づく公益通報として受理したときはその旨を、法に基づく公益通報に準ずる通報として受理したときはその旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由のほか、参考情報の提供として受け付ける旨を、それぞれ通報者に対し遅滞なく通知する。

(2) 上記(1)の受理した旨の通知において、処理の終了までに必要と見込まれる期間を併せて通知するよう努める。

(3) 上記(1)及び(2)の通知は、総括調整官が行う(6. (4)若しくは8.の規定に基づく通知又は3. (4) ①若しくは6. (5)の規定に基づく教示を行う場合において同じ。)

6. 調査等の実施

(1) 会議は、5. (1)の検討の結果、特段の事情があると判断される場合を除き、

必要に応じて審査会に付議した上で、法第13条第1項に規定する必要な調査等の実施を関係課に対して指示する。また、会議は、必要に応じ、調査室に対して調査等の協力を依頼することができる。

- (2) 会議は、上記(1)の指示に当たっては、通報者の秘密及び個人情報を守るため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査等を実施するよう指示する。
- (3) 調査等を実施するよう指示を受けた関係課は、可及的速やかに調査等の結果を取りまとめ、会議に報告するよう努める。
- (4) 調査等を実施するよう指示を受けた関係課は、当該受理の決定が行われた通報に係る通報対象事実等に関し、調査をする必要性が認められない場合や、調査を行うことによってより重大な他の法益が害される等、調査を行うことが相当でない特段の事情がある場合には、会議に報告の上、例外的に調査を行わないこととし、その旨を通報者に対し遅滞なく通知する。
- (5) 調査等を実施するよう指示を受けた関係課は、上記(1)の調査において、審査会ではなく他の行政機関が権限を有することが明らかになったときは、会議に報告の上、当該権限を有する行政機関を、通報者に対し遅滞なく教示する。この場合、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、作成した当該通報に係る資料を通報者に提供する。
- (6) 会議は、上記(1)の調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報を適切に管理する。

7. 調査等の結果に基づく措置等

会議は、調査等の結果について報告を受けた後、通報対象事実等があると認めるときは、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「通報に係る措置」という。）をとるため、当該結果及びとるべき通報に係る措置を審査会に付議する。

8. 通報者への調査状況等の通知

会議は、適切な法執行の確保、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に留意しつつ、次に掲げる場合において、通報者に対し通知する。

- ① 調査中 調査の進捗状況を、適宜
- ② 調査終了後 その結果を、遅滞なく

③ 調査結果に基づき措置をとったとき 通報に係る措置の内容を、遅滞なく

9. 通報者のフォローアップ

会議は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が、通報したことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介するなど、通報者保護に係る必要なフォローアップを行うよう努める。

10. 秘密保持及び個人情報保護の徹底

(1) 通報への対応に関与した職員（通報への対応に付随する職務等を通じて、通報に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報に関する秘密の保持及び知り得た個人情報の保護に万全の注意を払うとともに、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(2) 通報への対応に関与する職員は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報対応の各段階（通報受付時、受理時、調査時、通報対応終了後の各段階をいう。以下同じ。）において次に掲げる事項について、特に留意しなければならない。

- ① 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること
- ② 通報者の特定につながり得る情報（通報者の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報を端緒としたものであること、通報者しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者に対して開示しないこと（通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、下記③に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）
- ③ 通報者の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること
- ④ 上記③に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者に対して明確に説明すること
- ⑤ 通報者本人からの情報流出によって通報者が特定されることを防ぐため、通報者に対して、情報管理の重要性について十分に理解させること

(3) 通報への対応に関与する職員は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努める。

11. 利益相反関係の排除

(1) 通報の処理は、通報事案と関係のない者がこれを行う。

(2) この要領において会議の事務の一部を行うこととされている者が、通報事案に関係するときは、原則として、その上司である職員がその事務を行う。

(3) 会議は、必要に応じて、その事務の一部を行う職員を指名することができる。

1 2. 通報者等の保護

会議は、正当な理由なく、通報に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員に対し、懲戒処分その他適切な措置をとる。

1 3. 通報関連資料の管理

通報への対応に関与した職員は、当該通報への対応に係る記録及び関係資料については、金融庁行政文書管理規則（平成23年金融庁訓令第4号）及び金融庁個人情報管理規則（平成17年金融庁訓令第12号）に基づき厳正に管理しなければならない。

1 4. 職員への周知

総括調整官は、法及びガイドラインの内容、当該行政機関における通報対応の仕組み等について、職員に対する定期的な研修等を通じて、十分に周知する。

1 5. 事業者及び労働者等への周知等

(1) 審査会所掌事務に係る事業者及び労働者等に対する広報の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年8月20日内閣府告示第118号。以下「指針」という。）及び「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」（令和3年10月13日。以下「指針の解説」という。）の内容並びに当該行政機関における通報窓口、通報対応の仕組み等について、周知するよう努める。

(2) 審査会の契約の相手方事業者における法令遵守及び不正防止を図るために必要と認められる場合には、相手方事業者に対して、法、指針及び指針の解説に基づく取組の実施を求めることなどに努める。

1 6. 協力義務等

(1) 公益通報等について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められた場合は、これを拒む正当な理由があるときを除き、必要な協力を行う。

- (2) 通報に係る通報対象事実等に関し、権限を有する行政機関が複数ある場合においては、連携して調査を行い、措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力する。

17. 通報対応の評価及び改善

- (1) 通報対応の仕組みの運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、審査会における通報対応の仕組みの運用状況に関する情報を、毎年度公表する。
- (2) 通報対応の仕組みの運用状況について、職員及び中立的な第三者の意見等を踏まえて定期的に評価及び点検を行うとともに、通報対応の仕組みを継続的に改善するよう努める。

18. その他

この要領は、平成18年4月1日より施行する。

この要領は、平成26年6月23日より施行する。

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

この要領は、令和4年6月1日より施行する。